

平成29年度第1回兵庫県入札監視委員会会議 議事概要

開催日及び場所	平成29年7月27日(木)兵庫県立ひょうご女性交流館 501会議室		
委員	泉水 文雄 (神戸大学大学院法学研究科教授) 小西 庸夫 (元兵庫県代表監査委員) 池田 千鶴 (神戸大学大学院法学研究科教授) 大搦 幸男 (弁護士) 細川 明子 (公認会計士)		
対象期間	平成28年12月1日から平成29年3月31日まで		
事務局報告 平成28年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について			
議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について			
対象工事の件数	771件	対象期間中の指名停止件数	14件
対象工事の契約金額合計	55,244,119千円	対象期間中の資格制限件数	0件
対象工事の平均落札率	90.0%	対象工事：対象期間中に契約締結した契約予定金額250万円超の工事	
議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について			
抽出案件の総数		5件	
うち	一般競争入札	1件	
	公募型一般競争入札	1件	
	制限付き一般競争入札	1件	
	指名競争入札	1件	
	随意契約	1件	
委員からの質問・意見及びそれに対する回答	質問・意見	回答	
	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	無し		

No.	質 問 ・ 意 見	回 答
1	<p>事務局報告 平成28年度第3回兵庫県入札監視委員会会議の議事概要について</p>	
2	<p>議題 議案1 入札及び契約手続の運用状況等に係る報告等について (平成28年12月1日から平成29年3月31日までの入札・契約状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・異なる2件の措置要件で指名停止となっている業者があり、その期間が重複しているが、重複した期間は加算しているのか。 ・同じ時期に指名競争入札により4件の工事を落札している業者がいるが問題はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・期間の加算は行っていない。 ・複数の工事の指名選定を受けた業者は他にもあり、たまたま当該業者が4件落札したものである。この4件は、工種の異なる工事であり、それぞれ別々の技術者を配置しているため問題はない。
3	<p>議案2 抽出した工事の入札及び契約手続に係る審議について</p> <p>(1) 一般競争入札 ア 県土整備部（病院局企画課（契約管理課・営繕課））発注 県立柏原・柏原赤十字統合新病院及び丹波市地域医療総合支援センター（仮称）建築工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応札者が少なく落札率が高い理由は何か。 <p>・電気設備工事や受変電・自家発電設備工事を分離発注している理由は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模病院の施工実績のある業者が少ない上、都市部において大規模工事が多数ある状況であるため、2者しか応札がなかったと思われる。 ・高落札率となった理由は、工事施工のために阪神地域や大阪から職人を募集する必要があり、その経費（交通費、宿泊費）を見込んだためと思われる。 ・より多くの県内業者に入札参加の機会を提供するためである。
	<p>(2) 公募型一般競争入札 ア 阪神南県民センター（西宮土木事務所）発注 兵庫東流域下水汚泥広域処理場汚泥脱水ケーキ搬出装置機械設備設置工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札から公募型一般競争に変更した理由は何か。 <p>・最低制限価格を下回る金額で入札して失格した大手業者があるが、予定価格はどのように算定したのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該工事は、契約予定金額5億円未満の機械器具製作据付工事であるため、本来は指名競争入札を実施するところであるが、既存施設の拡張工事であることから、当初施工業者しか応札がなく入札不調となるおそれがあったためである。 ・8者から見積りを徴し、機器ごとにそれぞれ最安値のものを採用した上で、予定価格を積算した。

<p>(3) 制限付き一般競争入札 ア 淡路県民局（洲本土木事務所）発注 福良港1号離岸堤改良（その1）工事 ・最低制限価格以上での失格者がいるがなぜか。</p> <p>・年度末に契約して繰越をしているが、当初契約は3月31日までの工期で締結しているのか。</p>	<p>・開札結果表の表記が「失格」となっているのは、年度末で工事が集中したため、専任の技術者を配置できなくなり辞退したためである。</p> <p>・仕様書に繰越する旨を記載した上で、3月31日までの工期として入札し、当初契約は3月31日までの契約を締結し、その後、工期を延長する変更契約を締結した。</p>
<p>(4) 指名競争入札 ア 但馬県民局（新温泉土木事務所）発注 岸田川水系久斗川土砂撤去工事（その2） ・1者を除いて5万円の幅に応札が集中し、落札率が99.2%と高いが、予定価格を推計しやすい工事か。</p> <p>・増額の変更契約をしているが理由は何か。</p>	<p>・単純な工種で処分費がほとんどであるため、予定価格は推計しやすいと思われる。利益率が低い工事であるため、高落札率になっていると思われる。</p> <p>・設計段階では概算での土量を計上し、最終的に実績数量で精算することとしている。今回のケースは、草木の伐採が多く増工となった。</p>
<p>(5) 随意契約 ア 企業庁（東播磨利水事務所）発注 青野運動公苑ゴルフコース散水設備改修工事 ・入札不調となった理由は何か。</p> <p>・便所棟設置工事及び舗装撤去復旧工事を追加しているが理由は何か。</p> <p>・便所棟設置工事と舗装撤去復旧工事は、別工事として入札すべきではなかったのか。</p> <p>・契約金額の変更に係る過程において、増額した金額の妥当性の判断は、どうチェックし、誰が判断したのか。</p>	<p>・ゴルフ場を営業しながらの工事となることなど制約が多いと判断され、入札者が経費を高めに見積もったことが、入札金額が高かった理由と思われる。</p> <p>・便所棟設置工事は、青野運動公苑内のグラウンドゴルフコースに女子トイレが不足しているとの利用者からの意見を受け、急遽追加した。</p> <p>・本件工事では、一部カート道路の舗装を撤去の上で散水配管、制御線を施工し、工事完了後、撤去した舗装は別発注済のカート道路舗装修繕工事で復旧施工する予定であったが、カート道路舗装修繕工事と本件工事の施工箇所や工程とが合わず、工期の関係上、カート道路舗装修繕工事から本件工事に係る舗装復旧工事を切り離し、本件工事の中で対応した。</p> <p>・予算執行の関係上、3月中に完成させる必要があったこと、また、共通経費等の削減による予算の効率的な執行のためである。</p> <p>・契約金額の変更については、便所ユニットメーカー数社から徴収した見積りに基づいて、その中から最低値を採用して設計変更を行った。</p> <p>・変更契約の妥当性は、発注者（東播磨利水事務所）の契約担当者が変更設計金額のチェックを行い、発注者の決裁権者がその妥当性の判断している。</p>
<p>その他：政府調達に関する苦情処理及び建設工事に係る再苦情処理について ・今回の対象期間にはなかった旨、事務局から報告した。</p>	